2020 再計発第 316 号 2021 年 1 月 29 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108 日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚

口

再処理事業所再処理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条第1項の規定に基づき、再処理事業所再処理施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和2年9月16日付け原規規発第2009162号をもって認可を受けた再処理事業所再処理施設保安規定の一部を別添のとおり変更する。

別添 再処理施設保安規定新旧対照表

2. 変更の理由

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)の一部改正が2021年4月1日から施行されることに伴い、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更するとともに、記載の適正化を行うため。

3. 施行期日

この規定は、2021年4月1日から施行する。

以上

再処理施設保安規定 新旧対照表(1/1)

現行				変更後				変更理由
附則				附則				
1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 1. この規定は、2021年4月1日から施行する。								
2. 令和2年4月1日からこの規定の施行	が検査及び使用前事業者	(削除)				・経過措置に係る記載		
検査の結果の記録は、第 125 条に基づき保存する。								の適正化
3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第 125 2. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第 125								
条に基づき保存する。								
4. 第 34 条別表 14 について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な 3. 第 34 条別表 14 について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な								
場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。 場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。								
ただし、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な ただし、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な								
状態とする場合は、電源車を確保する。								
別表 45 放射線業務従事者に係る線量限		別表 45 放射線業務従事者に係る線量限	別表 45 放射線業務従事者に係る線量限度(第 98 条関係)					
実効線量限度	等価線量限度			다 된 선 된 17만 다	等価線量限度			
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子 の腹部表面	実効線量限度	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子 の腹部表面	
1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3:上記1.及び2.に定める ほか、5mSv/3月*4 4.妊娠中である女子:上記1.及び2. に定めるほか、本人の申出等により各 職位が妊娠の事実を知ったときから 出産するまでの間につき、内部被ばく について1mSv	<u>150mSv/年</u>	500mSv/年	本人の申出等により各職位が妊娠の 事実を知ったとき から出産するまで の間につき <u>、</u> 2mSv	 1. 100mSv/5年*1 2. 50mSv/年*2 3. 女子*3:上記1.及び2.に定めるほか、5mSv/3月*4 4. 妊娠中である女子:上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv 	1. 100mSv/5年* ¹ 2. 50mSv/年* ²	500mSv/年 *2	本人の申出等によ り各職位が妊娠の 事実を知ったとき	・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業 に関する規則等の規定に基づく線量限度 等を定める告示の一 部改正の反映 ・記載の適正化
*1:平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2:4月1日を始期とする1年間 *3:妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当する者を除く *4:4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間 *1:平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2:4月1日を始期とする1年間 *3:妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当する者を除く *4:4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間								